

発議第1号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和6年3月22日提出

米原市議会議長 矢野 邦 昭 様

議会運営委員会委員長 磯 谷 晃

提案理由

行政組織機構の改編により、各常任委員会の所管部所を変更するためこの案を提出する。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 30 年米原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ウ中「、環境保全および自然保護」を「および環境保全」に改め、同号エ中「まち整備部の所管に関する事項」の次に「(自然保護に関する事項は除く。)」を加え、同項第 2 号ア中「、環境保全および自然保護」を「および環境保全」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ まち整備部の所管に関する事項（自然保護に関する事項に限る。）

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管) 第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 8人以内</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療および環境保全に関する事項は除く。)</p> <p>エ <u>まち整備部の所管に関する事項(自然保護に関する事項は除く。)</u></p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 民生教育常任委員会 8人以内</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療および環境保全に関する事項に限る。)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>まち整備部の所管に関する事項(自然保護に関する事項に限る。)</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管) 第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 8人以内</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療、<u>環境保全および自然保護</u>に関する事項は除く。)</p> <p>エ まち整備部の所管に関する事項</p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 民生教育常任委員会 8人以内</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療、<u>環境保全および自然保護</u>に関する事項に限る。)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>・民生教育常任委員会が所管する自然保護に関する事項の所管部所が、市民部からまち整備部に移管することによる改正</p>